

泉南市行財政改革集中改革プラン 平成 20 年度ローリング版

平成 20 年 4 月

泉 南 市

目 次

1. ローリング版の趣旨	1
2. ローリング版の位置付け	1
3. 基本目標に対する 19 年度の取り組み状況	2
(1) 財政の健全化	2
(2) 次世代負担の軽減	3
(3) 職員の DNA（職員の発想や意識、組織風土）改革	4
(4) 市民サービスの向上	4
(5) 情報開示の徹底、住民ガバナンス （市民の行政参加、住民監視）の強化	4
4. 地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく本市の状況	5
(1) 健全化法の概要	5
(2) 早期健全化基準等について	6
5. 今後の財政収支見通し等	7
(1) 今後の財政収支見通し	7
(2) 収支見通しの分析	8
6. 健全化基準等の指標	10
7. 平成 19 年度「集中改革プラン」取り組みの実績	11
8. 平成 20 年度以降の新規取り組み項目	18
9. 平成 20 年度に検討すべき緊急対策	19

1. ローリング版の趣旨

泉南市行財政改革集中改革プラン（以下、「集中改革プラン」という。）は、第3次行財政改革実施計画（99プラン）、財政健全化計画などを包含した形で、平成19年4月に新たに策定したものである。

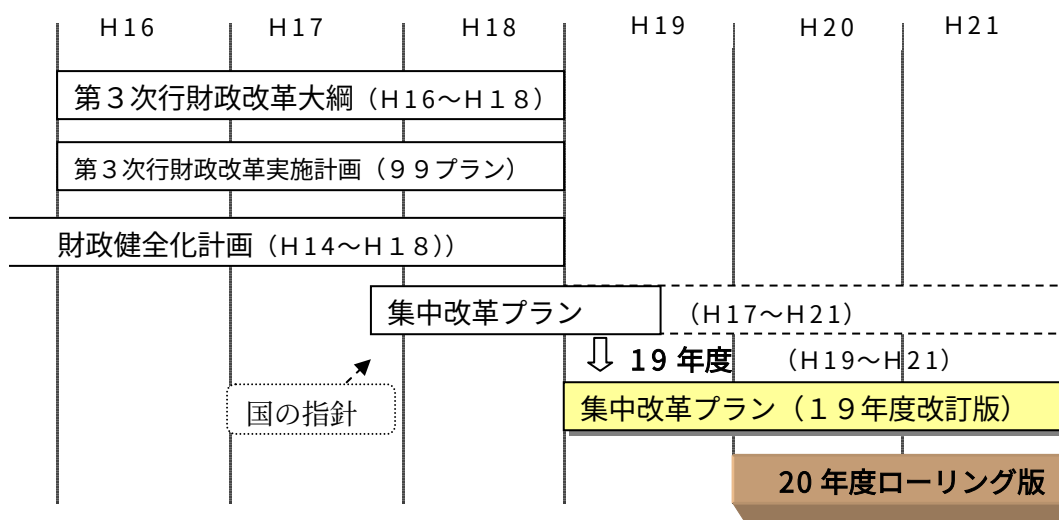
このローリング版は、集中改革プランに掲げた基本目標に対する達成度はどうなのかを「改革工程表」に掲載した項目の取り組み状況や今後の財政収支見通しと合わせて公表するものである。

また、この間、財政の早期健全化を促すことを目的に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定された。この法律においては、従来の一般会計を中心とした収支の指標はもとより、全会計を対象としたフロー（収支）及びストック（負債等）に関する指標を併せて議会・市民に報告及び公表することとされており、19年度決算に係る数値から施行された。

こうした状況を踏まえ、行財政改革等の現状を職員や市民に明らかにし、改革に対する職員の認識を深めるとともに、市民の批判を受けるべき点は受けることで、さらに行財政改革が進むとの思いのもと、集中改革プランのローリングを行った。

2. ローリング版の位置付け

平成19年4月に策定した集中改革プラン（改訂版）は、平成21年度末までの計画であるため、原則として、これに対しての直接的な変更等は加えず、今回と同様に、毎年度ローリング版として取りまとめ公表していくこととする。



3. 基本目標に対する 19 年度の取り組み状況

集中改革プラン（改訂版）に基本目標として掲げた数値目標等について、各年度毎の状況は次のとおりである。

（1）財政の健全化

① 実質収支黒字の確保

（単位：百万円）

	H17	H18	H19見込み	H23 数値目標
実質収支	130	60	66	継続黒字
基金の繰替運用額	700	700	1,050	

※ 基金の繰替運用額は、平成 15 年度からの累計値

② 経常収支比率 95%以下

（単位：%）

	H17	H18	H19見込み	H23 数値目標
経常収支比率	98.7	97.1	—	95%以下
うち人件費	41.6	38.5	—	府内都市平均との差 10%以下
人件費の府内都市平均との差	28.0%	18.8%	—	
人件費の府内都市平均	32.5	32.4	—	

平成 19 年度の主な取り組み

- ・ 職員数の削減（平成 18 年度に比べて△9 人）
- ・ 住居手当の見直し（一律支給分 4,000 円/月を廃止）
- ・ 特別職給与削減（15%削減を 19 年度以降継続）
- ・ 管理職手当削減（20%削減を 19 年度以降継続）

③ 実質公債費比率 17%未満

（単位：%）

	H17	H18	H19見込み	H23 数値目標
実質公債費比率	17.0	16.4	15.8	17%未満

※ 地方債協議制度では、18%以上で「協議団体」から「許可団体」となる。

(2) 次世代負担の軽減

① 一般会計の市債残高の抑制

(単位：百万円)

	H17	H18	H19見込み	H23 数値目標
市債残高	24,698	24,055	23,415	
うち普通債残高	18,939	17,831	16,925	14,204

(目標・・・平成 23 年度に普通債残高を平成 17 年度比で 25%縮減する。)

※ 数値は各年度末

② 下水道事業特別会計の市債残高の抑制

(単位：百万円)

	H17	H18	H19見込み	H23 数値目標
市債残高（下水道事業）	16,135	15,926	15,628	
建設事業費	531	332	261	

(目標・・・事業費を毎年度 3 億円以下に抑制する。)

※数値は各年度末

③ 土地開発公社保有高の抑制

(単位：百万円)

	H17	H18	H19見込み	H23 数値目標
土地保有高	10,092	10,198	10,389	7,786

(目標・・・「土地開発公社の経営健全化に関する計画」に基づき、計画的な買い戻しにより保有高の減少を図る。)

※数値は各年度末

（３）職員のＤＮＡ（職員の発想や意識、組織風土）改革

平成 19 年度の主な取り組み

- ・ 人事評価（考課）制度の試行実施（部長、次長・課長級職員を対象）

（４）市民サービスの向上

平成 19 年度の主な取り組み

- ・ 市税等コンビニ収納システムの導入
- ・ 乳幼児医療制度の充実（４才児未満までを対象）
- ・ がん検診の充実（前立腺がん検診の実施）
- ・ 土曜日の市役所窓口開庁（試行的に３月２９日、転入・転出手続き関係の窓口中心）

（５）情報開示の徹底、住民ガバナンス（市民の行政参加、住民監視）の強化

平成 19 年度の主な取り組み

- ・ 情報公開コーナーの見直し（所管課と公開コーナーの統合など）
- ・ 市議会ホームページの充実（会議録検索機能の導入）

4. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく本市の現状

(1) 健全化法の概要

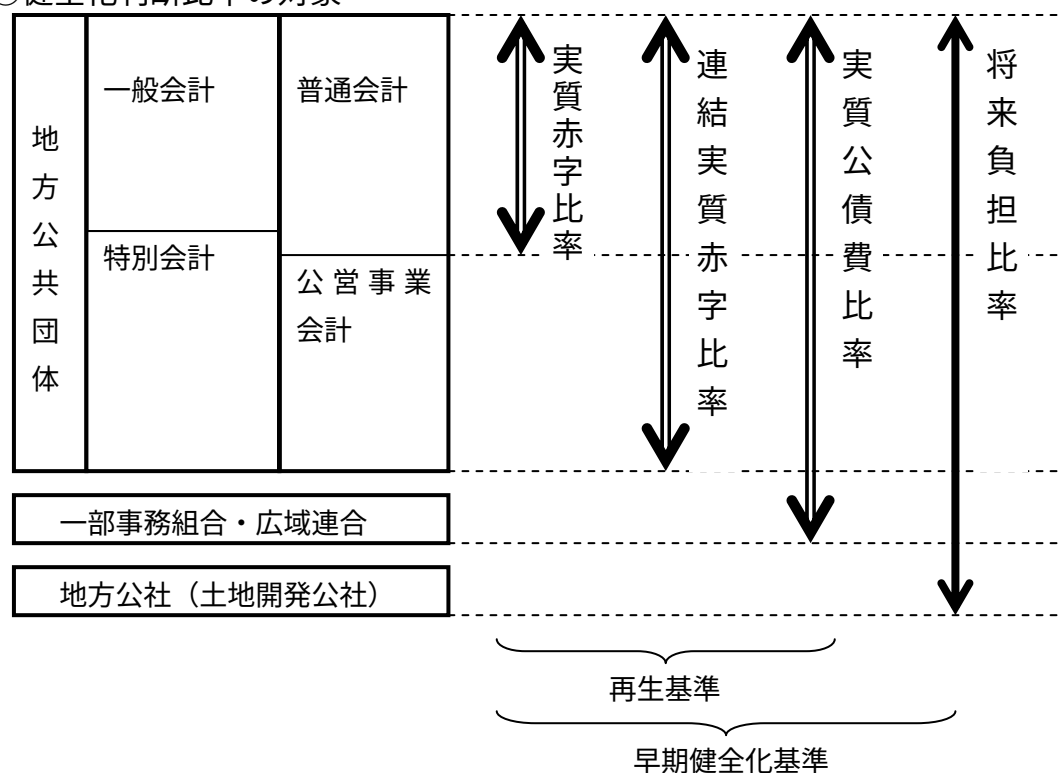
地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「健全化法」という。）が平成 19 年 6 月に制定され、新たな財政再生法制が整備された。

従来の地方財政再建促進特別措置法の下では、以下のような課題が指摘されていた。

- ・ 再建団体の基準しかなく、財政を早期に是正していく仕組みがなかったこと。
- ・ 実質収支（赤字）比率のみを再建団体の基準としたため、例えば実質公債費比率や、ストックベースの財政状況に課題がある場合に対象とならなかったこと。
- ・ 普通会計のみを対象とし、公営企業や公社との関係が考慮されていなかったこと。
- ・ 早期是正・再生の分かりやすい財政情報の開示がなされていなかったこと。

以上の課題を克服し、住民に基礎的な行政サービスを継続して提供していくことが重要であることを踏まえ、透明なルールに基づく早期是正スキームを設け、それでも改善しない場合に再生スキームが適用されるなど、2 段階の新たな仕組みが構築された。

○健全化判断比率の対象



(2) 早期健全化基準等について

早期健全化基準及び再生基準については、健全化法施行令により以下のとおりとされており、いずれかが基準以上の場合は、それぞれに、早期是正のための財政健全化計画、財政再生計画を定めなければならない。

① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

- 早期健全化基準 ・・・ 財政規模に応じ 11.25～15%
(泉南市は、18 年度決算ベースで **13.0%**)
- 再生基準 ・・・ **20%**

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

- 早期健全化基準 ・・・ 財政規模に応じ 16.25～20%
(泉南市は、18 年度決算ベースで **18.0%**)
- 再生基準 ・・・ **30%**

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

- 早期健全化基準 ・・・ **25%**
 - 再生基準 ・・・ **35%**
- ※地方債協議制度では、18%以上で「協議団体」から「許可団体」となる。

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

- 早期健全化基準 ・・・ **350%**
- 再生基準 ・・・ 再生基準の設定なし

5. 今後の財政収支見通し等

集中改革プラン（改訂版）で示した平成 23 年度までの収支見通しのシミュレーションを平成 18 年度決算、平成 19 年度決算見込み及び地方財政計画等を踏まえて、見直しを行った。

（１） 今後の財政収支見通し

（H20 年 3 月、財政課試算による）

（単位：百万円）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
地方税	9,259	9,046	9,445	9,739	9,588	9,608	9,629
地方交付税・臨時財政対策債	2,186	2,106	1,974	1,950	2,521	2,447	2,344
歳 国庫支出金	2,888	2,550	2,853	2,908	2,770	2,583	2,444
府支出金	961	998	1,285	1,133	1,010	1,010	1,010
入 繰越金	78	136	65	70	0	0	0
地方債	1,781	1,197	1,309	2,043	1,569	1,326	1,276
その他（譲与税、交付金、諸収入など）	3,151	2,741	2,688	2,496	2,096	2,083	2,090
歳入合計……①	20,305	18,774	19,619	20,338	19,554	19,055	18,792
※臨時財政対策債については、H20まで地方債欄に計上。							
人件費	6,113	5,506	5,304	5,353	4,996	4,734	4,757
うち退職金	726	484	489	687	575	475	625
物件費	2,197	1,998	2,263	2,380	2,413	2,440	2,461
歳 扶助費	3,459	3,671	3,889	3,919	3,953	3,964	3,967
補助費等	1,039	1,185	1,319	2,037	2,026	1,960	1,641
出 公債費	2,665	2,458	2,551	2,599	2,592	2,564	2,538
繰出金	2,166	2,195	2,342	1,978	1,962	2,009	1,985
普通建設事業費	2,008	1,316	1,616	2,052	1,849	1,416	1,189
うち土地開発公社健全化対策				500	693	623	679
その他（積立金、維持補修費など）	523	381	267	255	358	718	873
歳出合計……②	20,169	18,710	19,549	20,573	20,149	19,805	19,411
形式収支（①－②）	136	65	70	▲ 236	▲ 595	▲ 750	▲ 619
翌年度繰越額	6	5	4				
単年度収支	78	▲ 70	6	▲ 301	▲ 360	▲ 155	131
実質収支額	130	60	66	▲ 236	▲ 595	▲ 750	▲ 619
繰替運用を除いた実質収支	▲ 570	▲ 640	▲ 984				
基金残高	1,808	1,956	1,813	1,738	1,739	1,740	1,741
繰替運用を除いた実質的な基金残高	1,358	1,506	1,213	1,338	1,589	1,590	1,591

※退職手当債を 20 年度以降毎年 3 億円計上

※基金残高は土地開発基金を除く

※土地開発公社経営健全化対策を含む

- ・普通建設事業費には、国の制度を踏まえた土地開発公社経営健全化対策として、新たに平成 20 年度に 500 百万円、平成 21 年度に 693 百万円、平成 22 年度に 623 百万円、平成 23 年度に 679 百万円を計上している。
- ・また、補助費等には、土地開発公社に対する利子補給にかかる補助金として、平成 20 年度に 200 百万円、平成 21 年度に 185 百万円、平成 22 年度に 170 百万円、平成 23 年度に 159 百万円を計上している。
- ・なお、これらの土地開発公社経営健全化対策にかかる国の支援措置として、公共用地先行取得等事業債の弾力運用に係る地方債利子支払額の 1/2 相当額（上限 2%）と土地開発公社に対する利子補給に要した費用の 1/4 に相当する額（上限 1%）に対して、特別交付税措置が講じられることとなっている。
- ・これらの土地開発公社経営健全化対策の実施に伴い、普通建設事業費の総額と市債発行額の抑制を図るため、和泉砂川駅地区周辺整備事業の各年度毎の事業量を見直すとともに、平成 21 年度以降の通常的な投資的事業費のベースを現行の 5 億円から 4 億円に 20%縮減する。

（２）収支見通しの分析

今回のローリングにおいては、平成 20 年度以降毎年度 3 億円の退職手当債を発行するとともに、国の制度を踏まえた土地開発公社経営健全化対策を追加して、収支見直しを行った。

なお、平成 19 年度改訂版では、退職手当債の発行、土地開発公社経営健全化対策とこれに伴う普通建設事業費の総額抑制等を見込んでいないことから、これらの比較を以下のとおり行った。

（単位：百万円）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
19年度改訂版の実質収支 （退職手当債は発行しない）	130	63	264	▲ 130	▲ 413	▲ 510	▲ 308
20年度ローリング版の実質収支 ※参考（退職手当債を発行しない場合）	130	60	66	▲ 536	▲ 1,195	▲ 1,650	▲ 1,819
20年度ローリング版の実質収支 （退職手当債・公社健全化を含む）	130	60	66	▲ 236	▲ 595	▲ 750	▲ 619
基金残高	1,808	1,956	1,813	1,738	1,739	1,740	1,741
繰替運用を除く実質的な基金残高	1,358	1,506	1,213	1,338	1,589	1,590	1,591

○分析

今回の 20 年度ローリング版では平成 23 年度において約 6 億円の実質赤字となるが、退職手当債を発行しなければ、19 年度改訂版との比較で約 15 億円（▲1,819-▲308）悪化していることになる。この収支悪化の主な要因は以下のものであると考えられる。

平成 19 年度の比較

- ・ 地方交付税 約 2 億円の減少
- ・ 市税 約 2 億円の減少

平成 20 年度から平成 23 年度の比較

- ・ 基幹農道償還金 約 3 億円（皆増）
- ・ 土地開発公社補助金 約 7 億円（皆増）

※ 土地開発公社に対する利子補給に要した費用の 1/4 に相当する額（上限 1%）に対して、特別交付税措置が講じられることとなっている。

今回のローリング版では、平成 23 年度の収支赤字は基金残高で充当可能な範囲ではあるが、退職手当債の発行がなければ収支は大きく悪化することになる。今後、現行の行政水準を維持しようとするれば、事業の休止・凍結や人件費の大幅な見直しなど大胆な行財政運営が不可欠である。

特に、平成 23 年度以降、退職手当債の発行と土地開発公社経営健全化対策に伴う公債費負担が増加することに十分な注意が必要である。

6. 健全化基準等の指標

健全化法等で示された財政の健全化を促すための4つの指標について、平成23年度までの見通しを今後の収支見通し等を踏まえ推計すると以下のとおりとなる。

平成19年度以降は見込み値

(単位：％、百万円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	早期健全化基準
①実質赤字比率（％）	0	0	1.9	4.9	6.2	5.2	13.0％
②連結実質赤字比率（％）	0	0	1.5	3.7	4.0	2.1	18.0％
③実質公債費比率（％）	16.4	15.8	16.5	17.5	17.6	17.1	25％
④将来負担比率（％）	302.4	305.2	319.3	311.8	301.6	290.9	350％

※欄外右に泉南市の場合の基準値を記載

○分析

各指標値ともに、平成23年度までには早期健全化基準には該当しない。

しかしながら実質赤字比率は、退職手当債を発行していなければ、 $1,819$ （H23 実質収支赤字）/ $11,976$ （H23 標準財政規模）＝ 15.2% となり、早期健全化基準を超えてしまうことになる。

今回、退職手当債の発行が認められたが、これは一方では実質公債費比率を引き上げることとなる。また、土地開発公社経営健全化に伴う公社保有土地の買戻しや、今後の公の施設の大規模改修等による市債増の要因を考えれば、いかに一般財源を確保するとはいえ、安易に市債発行に頼ることは、まさに「諸刃の剣」であり、財政規律の面から市債管理をさらに徹底して行う必要がある。

そのため、今後の予算編成においては、市債発行についてもスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、市債総額を増やさない努力が求められる。

7. 平成19年度「集中改革プラン」取組みの実績

集中改革プランで取組む改革項目の、主な進捗状況及び効果額概算は、下記のとおりである。
 なお、効果見込額欄で、（ ）内は、特別会計分で収支見通しに直接反映しないものを表す。
 また、マイナス表示は経費が発生することを表す。

進捗状況欄の見方

- 計画どおり実施、または進捗しているもの
- △ 一部実施、または実施時期が計画どおりでないもの
- × 実施していない、またはほとんど検討されていないもの

No	担当課	取組項目	実施年度 (目標年度)	平成19年度の実施状況	19年度効果見込額 (千円)	目標に対する進捗 状況
----	-----	------	----------------	-------------	-------------------	----------------

(1) 市民との協働の推進

1	政策推進課	市民参加推進指針の策定	19年度	市民参加推進指針ワーキンググループ会議をH20年1月末までに8回開催。提出された意見をもとに（案）を策定した。	—	△
2	秘書課	市長インターンシップの実施	19年度	学生が泉南市の市政に対し、関心や理解を深める機会を提供するため、8月に実施した。	—	○
3	財政課	貸借対照表等財務諸表の整備	19年度	総務省の指針に基づき、貸借対照表、行政コスト計算書などの財務諸表4表を整備することとなっているが、19年度は具体的な作業に至っていない。	—	×
4	財政課	住民参加型ミニ公募債発行の検討	19年度検討	ミニ公募債の発行について、手数料などの経費的側面や、引受金融機関の有無などの問題が多く、財政的利点は少ないと判断されるため、19年度は発行しない。	—	△
5	施設管理課	アドプト制度の導入	19年度	イオンモール泉南前道路（市場岡田線）部分の清掃・草刈等のアドプト制度導入について、1月にイオンと協定書締結。2月に看板設置しアドプト実施。	—	○

(2) 歳入の確保

6	税務課	市税徴収対策の強化	19年度	府税務職員2名を市職員として採用し、組織体制の強化を図った。 H20年1月インターネット公売を実施。 【収納率】H21目標：90%（現年97.2%、滞繰29.3%） H18決算：82.5%（現年96.6%、滞繰15.7%）	—	△
7	総務課	市保有地の売却の促進	18年度	男里地区保有地1件につき、一般競争入札をH19年11月に実施したが、応札なし。	0	△
8	総務課	出先機関の通勤車両駐車料金の徴収	19年度	H19年4月から出先機関で駐車料金の徴収を実施している。但し、清掃課は未実施。	1,528	△
9	財政課 関係部署	印刷物等への広告の掲載	19年度	平成19年4月号広報にて、市役所の封筒への広告掲載の募集を実施したが応募者なし。 （広報紙、市ホームページには広告掲載済）	0	△
10	財政課 関係部署	各種納付義務者への電話勧奨の実施	19年度	税務課、施設管理課、子育て支援課、国民健康保険課、教育総務課、下水道整備課が随時、実施した。	—	△
11	財政課 関係部署	特別会計への繰出基準の設定及び健全化計画の策定	19年度検討	下水道事業、国民健康保険事業、介護保険事業、各特別会計への法定外繰出・標準行政水準以上の繰出しのルール化を図る。併せて各特別会計ごとに健全化計画を早急に策定する。	0	×
12	行財政改革推進室 関係部署	使用料・手数料の全庁的見直し	19年度	平成19年10月から使用料・手数料の改定を実施した。平成20年4月から減免規定を見直し、市が主催する事業等の使用において使用料を徴収することとした。	6,396	○
13	国民健康保険課	国民健康保険税の最高限度額見直し	19年度	医療分にかかる賦課限度額を、46万円から50万円に改定した。（限度額を超える世帯数を700世帯と見込んだ）	28,000	○
14	子育て支援課	保育所保育料の収納率向上	19年度	滞納者に対し、随時、保育所での納付相談や臨戸徴収及び電話での督促を実施。また、20年4月からコンビニ収納を実施。 【収納率】H21目標：現年度99%、滞繰10% H18決算：現年度93.4%、滞繰6.9%	2,568	△

No	担当課	取組項目	実施年度 (目標年度)	平成19年度の実施状況	19年度効果見込額 (千円)	目標に対する進捗 状況
15	清掃課	ごみ収集の有料化	20年度	平成20年度から有料化実施。20年2月から家庭系ゴミ袋の販売を開始。	22,389 -22,732	○
16	環境整備課	放置自転車撤去移送費自己負担金の徴収	19年度	看板等の設置や市民への告知を経て、平成19年10月から実施している。また、放置自転車の撤去・移送料を徴収開始。	175	○
17	環境整備課	コミュニティバス減免制度及び路線の見直し	18年度2月	コミュニティバスの高齢者・障害者の減免制度を受益と負担の原則に基づき見直しを実施した。併せてバス路線についても見直しを行った。(3台に増)	4,100	○
18	施設管理課	市営住宅使用料の収納率向上	19年度	滞納者への督促や臨戸徴収を実施するとともに、分納誓約による計画的納付に努めた。 【収納率】H21目標：現年度92%、滞繰30% H18決算：現年度88.8%、滞繰25.8% H19分納誓約 611万円(13件)	255	△
19	施設管理課	市営住宅駐車場使用料の徴収強化	19年度	滞納者への督促や臨戸徴収を実施するとともに、分納誓約による計画的納付に努めた。また、契約更新時に承認基準を強化し、駐車場使用承認の取り消しや使用停止措置を行った。 【収納率】H21目標：現年度95%、滞繰45% H18決算：現年度91.3%、滞繰27.7% H19分納誓約38万円(3件) 使用承認取り消し3件	0	△
20	教育総務課	市立幼稚園保育料減免制度の廃止	18年度	平成18年度から市単独の減免制度を廃止した。	3,937	○

(3) 事務事業の再編・整理、廃止・統合、見直し

21	総務課	庁内食堂の見直し	19年度	H19年4月から光熱水費の一部として月額15,000円を徴収。20年度以降実態に即した金額に改めるよう協議。今後は廃止を含め検討する。	180	△
22	総務課	庁舎清掃業務の見直し	19年度	H19年度が現契約の最終年度となっており、20年度契約時に項目を見直し、長期契約し減額を図る。	0	×
23	情報管理課	CATVの活用	18年度	CATVの視聴地域の拡大 行政情報番組の本数を18年度から年間26本を12本にした。	2,523	○
24	情報管理課	情報公開コーナーの見直し	19年度	平成19年度当初から情報管理課事務室と情報公開コーナーを統合の上、移設した。これにより、コーナー常駐臨時職員を削減した。	766	○
25	税務課	市税前納報奨金の廃止	20年度	平成20年度から市民税及び固定資産税にかかる報奨金制度を廃止するため、19年3月に条例改正。 19年度は口座振替利用者の意向調査、電算関係の整備等を行った。	—	○
26	財政課 関係部署	施設土地借上料の見直し	19年度	(鳴滝第1小用地)H17年度に借地料を減額したが、借地料設定基準額と大きな乖離があり、今後も交渉を継続していく。	300	△
			19年度	(信達小プール用地)H18年度に借地料を減額したが、借地料設定基準額と大きな乖離があり、今後も交渉を継続。	220	
			19年度	(青少年の森用地)借地料設定基準額と大きな乖離があるが、現契約期間がH23年度末まで残っており、満了時期に改めて協議する。	0	
			19年度	(史跡海会寺跡広場用地)H20年度から7.5%減額(225,000円)で合意。	0	
			19年度	(保健センター駐車場用地)H20年度予算は、借地料設定基準額に近い金額で査定した。H21年度に基準額まで減額するよう協議。	228	
			19年度	(樽井2号公園用地)H20年度予算は、H19年度と同額であるが、H21年度に借地料設定基準額となるよう地権者と協議。	0	
27	財政課	清掃事務組合負担金の削減	19年度	清掃事務組合の健全化計画に基づきH20年度の予算査定を実施した。	4,000	△
28	行財政改革推進室	行政評価システムの構築	19年度	平成16年度、17年度に一部の事務事業を対象に評価を実施。平成19年度には、今までの実施を踏まえて、財源を効果的に配分可能な庁内組織、予算編成方法を含めた評価の取り組みについて検討した。 検討結果を踏まえ、平成20年度から再度取り組みを進める。	—	×

No	担当課	取組項目	実施年度 (目標年度)	平成19年度の実施状況	19年度効果見込額 (千円)	目標に対する進捗 状況
29	行財政改革推進室	各種審議会の見直し	19年度	実態調査を実施のうえ、2月に附属機関等の見直し方針を策定し庁内に向け周知した。	—	○
30	行財政改革推進室	市場化テストの活用	19年度検討	公共サービス改革法に基づく市場化テスト導入については、現在、地方公共団体の自主的判断にゆだねられている。市町村の窓口関連業務等については、一部制限があり事務の効率化に直接つながらないため、国の動向を注視の上検討していく。	—	△
31	契約検査課	契約事務の改善	19年度	・随意契約ガイドライン案を検討中	—	×
			19年度	・変更契約に関する基準について資料収集	—	×
			19年度	・各施設の現行管理業務仕様書の収集整理	—	×
			18年度	・長期継続契約の環境整備	—	○
32	高齢障害介護課	敬老祝品支給の見直し	18年度	18年度に70歳に対する支給を廃止した。	322	○
33	高齢障害介護課	特定患者者給付金等の見直し	18年度	18年度に特定患者者、結核患者者長期入院患者者歳末見舞金を廃止した。	3,000	○
34	高齢障害介護課	高齢者慰問事業の見直し	18年度	18年度に高齢者慰問事業を廃止した。	200	○
35	環境整備課	市設駐輪場の見直し	19年度	市設駐輪場の監視業務と土地借地料の見直しを実施。また、樽井第一駐輪場用地については、平成20年2月から土地開発公社や泉南市の保有地の利用に変更した。	3,438	○
36	教育総務課	幼稚園の統廃合及び職員の適正配置	21年度	就学前教育のあり方検討委員会を設置し、10月までに2回開催済。年度中にあと2回開催し、幼稚園の具体的な統合（案）やスケジュールを部内で決定。	—	△
37	教育総務課	泉南市教育改革プランの策定	19年度	教育問題審議会の答申を受け、学校教育・就学前教育・地域家庭教育の3部門についてプランを策定。	—	○
38	学務課	要保護及び準要保護児童生徒援助費の見直し	18年度	平成17年度から3ヵ年計画で給付基準の見直しを行い、19年度は給食費と修学旅行費を7割支給とした。	2,823	○
39	消防本部総務課	消防組織の広域化	24年度	大阪府消防広域化推進計画の策定を踏まえ、20年度以降関係市町による協議会を設置、24年度までに広域化を目指す。	—	○
40	財政課	予算の一律削減	19年度	平成19年度予算編成において義務的経費、事業費を除く経常一般財源総額を約3%削減した。	40,409	○

(4) 民間委託の推進、指定管理者制度の活用

（サ）民間委託の推進、指定管理者制度の活用							
41	清掃課	ごみ収集業務の民間委託	19年度検討	収集補助業務について、臨時職員雇用をやめ、NPO法人に委託した。		－	×
42	教育総務課	学校園用務員の委託化	18年度	平成16年度4校、18年度6校を委託化した。		12,800	○
43	子育て支援課	指定管理者制度の導入	19年度	保育所	平成19年4月から信達保育所に指定管理制度を導入し運営開始。また、H20年4月から樽井保育所についても運営開始。	7,558	○
	福祉施設課	指定管理者制度の導入	19年度内実施	総合福祉センター	平成19年12月市議会で、管理者の指定議案が否決により、平成20年度に再度、管理者の募集を行う。	0	△
	文化スポーツ振興課	指定管理者制度の導入	19年度内実施	市民体育館	平成19年12月市議会で、管理者の指定議案が否決により、平成20年度に再度、管理者の募集を行う。	0	△
	文化スポーツ振興課	指定管理者制度の導入	19年度内実施	テニスコート	平成19年12月市議会で、管理者の指定議案が否決により、平成20年度に再度、管理者の募集を行う。	0	△
	文化スポーツ振興課	指定管理者制度の導入	19年度内実施	市民球場	平成19年12月市議会で、管理者の指定議案が否決により、平成20年度に再度、管理者の募集を行う。	0	△
	文化スポーツ振興課	指定管理者制度の導入	19年度内実施	市営プール	施設の老朽化及び利用者数の減少を踏まえ、施設のあり方を再検討した結果、平成20年度の廃止に向けた検討を行う。	0	○

No	担当課	取組項目	実施年度 (目標年度)	平成19年度の実施状況		19年度効果見込額 (千円)	目標に対する進捗状況
	生涯学習課	指定管理者制度の導入	19年度内実施	公民館（4館）	生涯学習の拠点施設として、再任用・任期付職員を活用した、直営での管理運営を行うこととする。	0	△
	文化スポーツ振興課	指定管理者制度の導入	20年度内実施	図書館	開館時間の延長など一定のサービス向上にはつながるが、生涯学習の拠点施設として、レファレンス（相談業務）や蔵書構築及び郷土資料の収集など、長年の経験の蓄積が必要な業務を指定管理者に委ねることは適切ではない。 そのため、文化ホールの管理を指定管理者に移行するときに、自動車文庫等の一部の業務の委託化を図る。	0	△
	文化スポーツ振興課	指定管理者制度の導入	20年度内実施	文化ホール	図書館との複合施設のため、図書館の指定管理者制度と合わせて検討を行ってきた。 民間の活力を導入した管理を行わせるため、平成21年4月の指定管理者制度の導入を目指す。	0	△
	同和政策課	指定管理者制度の導入	20年度までに方向付けを決定	共同浴場	従来から管理運営に係る個別の業務を委託しており、効果があまり期待できないため、指定管理者制度の導入は行わない。 ただし、利用者数が減少傾向にあるため、その推移を見極めながら廃止も含めた検討を行う。	—	○
	生涯学習課	指定管理者制度の導入	20年度までに方向付けを決定	青少年の森	平成18年度からNPO法人に業務を委託しており、効果があまり期待できないため、当面は現状の委託を継続する。	—	○
	福祉施設課	指定管理者制度の導入	20年度までに方向付けを決定	老人集会場	管理に係る業務を各区や自治会に委託しており、効果があまり期待できないため、当面は現状の委託を継続する。	—	○
	農林水産課	指定管理者制度の導入	20年度までに方向付けを決定	農業公園	花畑使用許可制度として、平成19年度から花畑の一部を市民に開放している。こうした市民参加の手法を今後とも検討することとし、当面、指定管理者制度の導入は行わない。	—	○

（5）定員管理の適正化

44	人事課	適正な定員管理	計画時から19年度において退職者数が増加したこと、及び保育所最低基準をフルタイム任期付職員で充足するため見直しを行った。 ローリング前 <table><tr><td></td><td>総職員数</td><td>前年度退職者数</td><td>採用者数</td></tr><tr><td>17年度</td><td>647</td><td></td><td>0</td></tr><tr><td>18年度</td><td>615</td><td>32</td><td>0</td></tr><tr><td>19年度</td><td>606（6）</td><td>21</td><td>6</td></tr><tr><td>20年度</td><td>601（6）</td><td>10</td><td>5</td></tr><tr><td>21年度</td><td>576（6）</td><td>30</td><td>5</td></tr><tr><td>22年度</td><td>555（6）</td><td>26</td><td>5</td></tr></table> ➡ ローリング後 <table><tr><td></td><td>総職員数</td><td>前年度退職者数</td><td>採用者数</td></tr><tr><td>647</td><td></td><td></td><td>0</td></tr><tr><td>615</td><td>32</td><td>0</td><td></td></tr><tr><td>606（6）</td><td>21</td><td>6</td><td></td></tr><tr><td>606（18）</td><td>17</td><td>5</td><td></td></tr><tr><td>588（21）</td><td>27</td><td>6</td><td></td></tr><tr><td>555（6）</td><td>23</td><td>5</td><td></td></tr></table> ※教育長及び派遣職員は除く （ ）内は総職員数のうちフルタイムの任期付職員数 前年度退職者数欄と採用者数欄にはフルタイム任期付職員は含まない			総職員数	前年度退職者数	採用者数	17年度	647		0	18年度	615	32	0	19年度	606（6）	21	6	20年度	601（6）	10	5	21年度	576（6）	30	5	22年度	555（6）	26	5		総職員数	前年度退職者数	採用者数	647			0	615	32	0		606（6）	21	6		606（18）	17	5		588（21）	27	6		555（6）	23	5		—	○
	総職員数	前年度退職者数	採用者数																																																											
17年度	647		0																																																											
18年度	615	32	0																																																											
19年度	606（6）	21	6																																																											
20年度	601（6）	10	5																																																											
21年度	576（6）	30	5																																																											
22年度	555（6）	26	5																																																											
	総職員数	前年度退職者数	採用者数																																																											
647			0																																																											
615	32	0																																																												
606（6）	21	6																																																												
606（18）	17	5																																																												
588（21）	27	6																																																												
555（6）	23	5																																																												
45	人事課	職種間異動の推進	19年度	平成17年度に職種変更試験を実施。その後、関係機関との協議の中で、試験を受けるメリットとして①前歴加算②係長試験受験資格③職種変更前後のフォローの3つの課題解消が求められている。19年度は係長試験受験資格を見直し、20年度の職種変更試験実施に向け協議する。	—	△																																																								
46	教育指導部	指導主事の削減	20年度	小学校の統廃合及び校区再編の問題と幼稚園の統廃合の問題等、教育にかかわる大きな課題がある中、指導主事の削減が可能か検討を行ったが、削減は難しいという結論に至った。	0	×																																																								

No	担当課	取組項目	実施年度 (目標年度)	平成19年度の実施状況	19年度効果見込額 (千円)	目標に対する進捗 状況
----	-----	------	----------------	-------------	-------------------	----------------

(6) 給与・勤務条件適正化

47	人事課	住居手当の見直し	19年度	平成19年度から住居手当の一律支給を廃止。	29,000	○
48	人事課	特別職給与の削減	19年度	平成15年度から18年度まで実施している15%削減を19年度も継続。 (H23までの措置)	6,500	○
49	人事課	管理職手当の削減	19年度	平成15年度から18年度まで実施している20%削減を19年度も継続。 (H23までの措置)	12,500	○
50	人事課	昇給停止年齢の引き下げ	18年度	給与構造改革により55才以上の昇給1/2抑制に変更されたため、19年1月昇給時に国と同様の措置を行った。	—	○
51	人事課	職員被服貸与規程の見直し	19年度	平成19年度中に事務服について規程を削除する。	—	○
52	人事課	作業服貸与方法の見直し	19年度	平成20年度に作業服の貸与状況を把握し、関係機関との協議の上、21年度に一元管理を実施する。	—	×
53	人事課	振替休日の活用	19年度	人件費査定において、振替休日の取得を原則とし、12月から活用の徹底を図った。 12月取得時間(率)104時間(27%)、1月取得時間(率)44時間(5%)	—	△
54	人事課	ノー残業デーの見直し	18年度	平成19年1月から毎週水曜日に見直した。	—	○
55	人事課	ノー残業デー時の庁内放送の実施	18年度	平成19年1月から毎週水曜日にノー残業デーの庁内放送を実施。	—	○
56	人事課	特殊勤務手当の見直し	21年度	平成20年度に関係団体と協議予定。	—	—
57	人事課	アルバイト賃金の見直し	19年度	アルバイト賃金については、勤務体制の見直しなど事務の効率的運用を行う中で、抑制を図っているが、一方、職員定員の削減により事務の円滑な運用が阻害される恐れがあり、職員人件費との比較検討を行ったうえで、アルバイト雇用を行っている。	—	×

(7) 人材育成の推進

58	秘書課	職員提案制度(事務改善提案制度)の見直し	19年度	職員提案が積極的に提出されるよう、審査・評価体制について検討。	—	×
59	秘書課	市長と職員の定期的懇談の実施	19年度	対象職員の選考方法、懇談テーマを協議の上、5名を選考し2月に実施。(テーマ)各職員の担当業務、行財政改革、行政運営上の課題。	—	○
60	人事課	人事評価システムの導入	21年度	平成19年度次長・課長級を対象に試行した。	—	○
61	人事課	自己申告制度の導入	18年度	平成19年2月に制度を導入。職員の申告をもとに19年4月の人事異動に反映させた。	—	○
62	人事課	希望職員降任制度の導入	18年度	自己申告制度と併せて導入した	—	○

(8) 組織機構の見直し

63	政策推進課	組織機構の見直し	18年度	平成18年4月に部課等の統合を含めた機構を見直した	—	○
----	-------	----------	------	---------------------------	---	---

(9) サービス向上のための取り組み

64	税務課	市税等コンビニ収納システムの導入	19年度1月実施	平成20年1月からコンビニ収納を開始。	-6,960	○
65	生活福祉課	乳幼児医療の充実	19年度	平成20年4月から乳幼児医療助成制度の対象年齢を1才引き上げ0才児から4才児未満までを対象とした。	-14,600	○

No	担当課	取組項目	実施年度 (目標年度)	平成19年度の実施状況	19年度効果見込額 (千円)	目標に対する進捗 状況
66	保健推進課	前立腺がん検診事業	19年度	平成19年5月から10月まで、前立腺がん検診を実施し各種検診の充実を図った。294名が受診。	-613	○
67	総務課	ダイヤルインの導入の検討	19年度検討	各部署への外線直通電話化によるサービス向上と交換業務の削減のため、平成20年6月からダイヤルインを実施。それにあわせ3月から内線番号を4桁化する。	-500	○
68	総務課	本庁受付案内業務の見直し	19年度検討	平成20年1月からロビー案内時間を増加した。今後は、受付業務だけに限らず、総合的なフロアマネージャーへの移行を検討する。	-	△
69	行財政改革推進室 関係部署	公共施設予約システムの導入	19年度	平成20年4月から市民体育館・テニスコート・市民球場の指定管理者制度導入にあわせてシステムを導入し、指定管理者の工夫を活かした運営を予定していたが、指定議案の否決に伴い、H21年4月の指定管理者制度移行時に導入することとする。	-	×
70	行財政改革推進室 関係部署	ワンストップサービスの実施	21年度	総合窓口あるいはワンフロアサービスを導入している先進市の視察を実施。フロア移動がなくなる半面、待ち時間の増加等の問題点もありメリット・デメリットが相半ばの状況。本市では建物構造やスペース狭小の問題があり、現状では、多額の費用を投入するほどの効果が見込めないと思われる。現在の受付員にかえてフロアマネージャーを配置し、窓口・行き先案内や申請書記載等の手助けなどを実施することにより、身近な市民サービスの充実を図る。	-	△
71	市民課 関係部署	特定曜日の時間延長、土曜日の開庁窓口業務の人員配置の見直し	19年度	3月29日（土曜日）に住民異動に伴う届出窓口を試行的に開設し、市民の利用状況を見た上で、今後の方針を検討する。 （市民課・税務課・国民健康保険課・高齢障害福祉課・子育て支援課・生活福祉課・学務課の各窓口で実施）	出勤職員は原則振り替え休日に対応	○
72	議会事務局	市議会ホームページの充実	19年度	他市のシステムを調査の上、機種を決定し、H20年3月から稼働予定。（H17年第1回定例会以降分検索可能となる）	-1,533	○

（10）地方公営企業の経営健全化

73	下水道整備課	下水道使用料の収納率向上	19年度	電話督促、臨戸徴収を強化し、督促状・催告書・差押予告書送付を実施した。また、差押えも実施した。 差押予告送付のうち8件が完納あるいは分納誓約。H19差押件数は3件。 【収納率】H21目標：現年度97% H18決算：95.4%	7,056	△
74	下水道整備課	下水道受益者負担金の収納率向上	19年度	税務課職員との勉強会で徴収ノウハウを習得職員による臨戸徴収、報奨金促進電話・電話督促・滞納処分の実施。差押えの実施。大口滞納者の分納を実施。 H19差押件数は3件。大口滞納者の分納誓約額200万円 【収納率】H21目標：現年度99% H18決算：98.1%	3,600	△
75	下水道整備課	下水道使用料の改定	19年度	平成19年10月から使用料の改定を実施した。（20%増）	33,050	○
76	下水道整備課	下水道受益者負担金前納報奨金の見直し	19年度	平成19年7月から前納報奨金の改定を実施した。（20%を10%に改定）	1,810	○
77	上下水道部	浄水場宿日直業務の委託化等	19年度12月	プロポーザルにより業者選定を行い、2月22日に業者決定。 3月初旬に契約締結し、業務研修を経てH20年4月から委託実施。	0	△
78	上下水道部	水道料金の改定	19年度	平成19年度の料金改定は実施しない。赤字解消のため企業内努力に努め、その結果を見極めたうえで、実施時期を検討する。	0	×
79	上下水道部	水道料金の収納率向上	19年度	督促状発送を強化した結果、1200件あった滞納件数が100件減少した。今後も継続していく。 【収納率】H21目標：98.6% H18決算96.2% 分納誓約額 540万円	(5833)	△
80	上下水道部	水道料金滞納整理業務の委託化	20年度	料金滞納者に対し、催告書の発送と訪問により滞納金徴収を促進。また分納誓約により納期限猶予を行っているが、再度滞納が発生した場合、給水停止する確認をしている。これらの効果を踏まえ、委託化を検討する。	0	△

No	担当課	取組項目	実施年度 (目標年度)	平成19年度の実施状況	19年度効果見込額 (千円)	目標に対する進捗 状況
----	-----	------	----------------	-------------	-------------------	----------------

(1.1) 土地開発公社の経営健全化

81	土地開発公社	土地開発公社健全化計画の策定	19年度	19年4月に改善計画を早急に策定し、経営の健全化を図ることとした。	—	△
----	--------	----------------	------	-----------------------------------	---	---

194,693

(進捗状況総括表)

進捗状況区分				項目数	比率
○	計画どおり実施、または進捗しているもの			49	51%
△	一部実施、または実施時期が計画どおりでないもの			32	34%
×	実施していない、またはほとんど検討されていないもの			14	15%

○分析

上記の総括表のとおり、計画どおり実施または進捗しているものが49項目、一部実施または計画どおり進捗していないものが32項目あり、達成率は85%となっている。

改革工程表については、いつまでに何をすべきかという「納期」と「目標」を示したものである。計画どおり実施又は進捗していない項目については、その原因を究明するとともに今後の取り組み方針を定めて公表し、引き続き、その実現に努める。

また、未実施の項目を見ると、総務部、財務部、行財政改革推進室にその多くが集中している。再度、集中改革プランの目的を十分認識し、実現に向けさらなる努力をすべきである。

8. 平成20年度以降の新規取組み項目

No	担当課	取組項目	実施内容（概要）	実施年度 (目標年度)	効果額 (千円)
82	下水道整備課	(歳入の確保) 排水設備工事公認業者の指定及び責任技術者の登録・更新に係る手数料の徴収	指定・登録・更新時に手数料を徴収する。 公認業者指定及び更新（5年毎）1万円 責任技術者登録及び更新（5年毎）5千円	20年度	1,001
83	高齢障害介護課	(事務事業の再編・整理、廃止・統合、見直し) 敬老祝品支給事業の廃止	77歳、88歳、99歳の高齢者に支給している敬老祝金支給事業を廃止する。	20年度	262
84	高齢障害介護課	(事務事業の再編・整理、廃止・統合、見直し) 敬老会事業の見直し	敬老会運営に際し、支出している運営費補助や記念品の支給の限度額を現行の千円から800円に引き下げる。	20年度	1,700
85	保健推進課	(サービス向上のための取り組み) 妊婦検診事業の充実	従来行っていた妊娠初期に加え、妊娠中期及び後期の妊婦に対するカウンセリングも加えた検診を実施し、安心して出産できる環境を整える。 (検診回数を1回から3回に増)	20年度	-5,000
86	保健推進課	(サービス向上のための取り組み) がん検診対象者への個別通知実施	受診率が府内平均より低く、受診率を上げるために、対象者（40歳以上）に個別の案内通知を発送する。	21年度	-1,725
87	総務課	(土地開発公社の経営健全化) 土地開発公社経営健全化計画に基づく公社保有土地の縮減	土地開発公社保有土地の平成24年度末の簿価総額を、標準財政規模の59%以下に縮減する。（5年間で28ポイントの縮減）	20年度 (24年度)	

※ 上記の新規取組み項目は、各課から自主的に提案されたものである。

9. 平成 20 年度に検討すべき緊急対策

①実質的な赤字幅は拡大傾向にあること、②今回の大阪府の財政健全化の影響を少なからず受けることが予測されること、③将来の国の地方財政対策の動向が不透明であることから、本市財政は今後とも予断を許さない状況にある。

また、退職手当債の発行と土地開発公社経営健全化対策の実施による財政運営への影響に対応する必要がある。

今後、赤字基調の財政運営の解消を早期に図り、将来にわたって持続可能で健全な財政運営を行っていく必要がある。

特に、土地開発公社の経営健全化対策の実施に伴い、「平成 23 年度に普通債残高を平成 17 年度比で 25%縮減する」という数値目標の達成は極めて困難となるが、将来世代の負担を極力軽減するためにも、可能な限り市債発行の抑制に努める必要がある。

そのため、行財政改革推進室内に「改革プロジェクトチーム」を設置し、以下に例示する項目について集中的に検討を行い、平成 20 年 6 月までに結論を出す。

その後、大阪府の平成 20 年度本格予算成立による影響についての検討を行い、職員団体やその他の関係団体とも十分調整を行ったうえで、平成 21 年度予算編成に反映させる。

なお、見直しは聖域を設けず、市が行う全ての事業を対象とする。

○ 主な検討項目（例示）

1. 水準超過行政の見直し（市独自事業、国・府の補助基準以上の事業など）
2. 不要不急の事業の廃止・一時休止・凍結（主要プロジェクトを含む）
3. 事業の見直し、事務改善による職員定数（任期付職員・アルバイト職員を含む）のさらなる削減
4. 給与の適正化と全職員の人件費カット